

## 第46回横須賀市社会福祉審議会全体会における質問等について

### 1 重層的支援体制整備事業について

西村委員

資料1-2 P.7「重層的支援体制整備事業」について

高齢者保健福祉計画と地域福祉計画の両計画に記載されるので、整合性を図る必要があると考えている。どのような議論が福祉専門分科会で行われ、どのように反映されているのか。

(事務局回答)

地域福祉計画そのものが、重層的支援体制を実現していくための計画であろうというご意見をいただいた。

また、この重層的支援体制整備事業については、本計画を実現するための手段として、活用していこうと考えている。

よって、資料1-2 P.7 2(6)重層的支援体制整備事業というような形で項目とし、計画(案)のような記載とした。

西村委員

重層的支援体制整備事業の内容については、施策の方向性では触れていない、地域福祉計画全体の中で、相談支援や参加支援、地域づくりといった全般的なことに対応するとぼやっとした形で受けとめていると、こういう理解でよろしいか。

(事務局回答)

現時点ではそのような記載になっている。

海原委員

意見を述べさせていただく。

重層的支援体制の整備というのは、本当に障害福祉、地域福祉、高齢福祉のすべてが重なっているところ。先ほど今後、そういう方向に進んでいくというような説明であったが、ここはぜひ市としてきちんと取り組んでいただきたいと思います。

重層的支援体制をきちっと地域ごとに体制を整えることによって、生きづらさを抱えている方たちが、地域に参加できるような状況をぜひ作っていただきたいと思います。

本市においては、令和5年度から重層的支援体制整備事業の検討に着手したところ。現時点では高齢者保健福祉計画の記載と同程度の記載としたい。(次ページ参照)

## 記載（案） 重層的支援体制整備事業

重層的支援体制整備事業は、地域住民が抱える複雑化・複合化した「はざまのニーズ」への対応を行っていくための包括的な支援体制の整備を目的に、市町村の任意事業として令和3年（2021年）4月に創設された制度であり、「相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を柱として、それらを効果的・円滑に実施するため、「アウトリーチ等を通じた継続的支援」「多機関協働による支援」を新たな機能として強化し、5事業を一体的に実施する事業です。

本市では、地域福祉計画が目指す、住民同士が支え合い、住み慣れた地域で安心して快適に暮らし続ける地域社会を実現するため、令和5年度から事業化に向けた検討を進めています。8050問題など複雑化した支援ニーズを抱えながらも必要な支援が届いていない家庭等への継続的な訪問や医療機関への同行などの支援や、高齢者、障害者、子ども等世代や属性を問わず、多世代・多属性が集う地域の居場所づくりの支援などを本事業に位置付け、継続した支援を通じて本人との信頼関係の構築やつながりの形成を目指します。

### 【各事業の概要】

包括的相談支援	○属性や世代を問わず包括的に相談を受け止める。 ○支援機関のネットワークで対応する。 ○複雑化・複合化した課題については適切に多機関協働につなげる。
参加支援	○社会とのつながりを作るための支援を行う。 ○利用者のニーズを踏まえた丁寧なマッチングやメニューをつくる。 ○本人への定着支援と受け入れ先の支援を行う。
地域づくりに向けた支援	○属性や世代を超えて交流できる場や居場所を整備する。 ○交流・参加・学びの機会を生み出すために個別の活動や人をコーディネートする。 ○地域のプラットフォームの形成や地域における活動の活性化を図る。
アウトリーチ等を通じた継続的支援	○支援が届いていない人に支援を届ける。 ○会議や関係機関とのネットワークの中から潜在的な相談者を見つける。 ○本人との信頼関係の構築に向けた支援に力点を置く。

多機関協働による 支援	○市全体で包括的な相談支援体制を構築する。 ○重層的支援体制整備事業の中核を担う役割を果たす。 ○支援関係機関の役割分担を図る。
----------------	--

## 2 計画の評価指標について

竹内委員

資料1-2 P.98「評価指標の設定」について

地域福祉に関する施策については、事業との関係が明確ではなく、具体的数値目標を掲げた定量的評価難しいため、アンケートによる定性的評価を行うといった考え方であることは承知した。

しかし計画を具体的に進めるといふ観点から言えば、その実効性について、多くの担い手があり、きちんと実効性を担保していく必要があると考えている。

地域福祉計画を支える各計画のアウトプット、またアウトカムについて、定量的数値を押さえることについて重要だと思うが、その点について事務局の考えを伺いたい。

(事務局回答)

定量的なデータ以外のところで定性的な評価を、ということになるのかとは思ふ。地域別意見交換会や、地域における懇談会等を、今後、定期的を実施し、住民や福祉関係の方々の意見を伺って、計画の方向や施策の推進方法について確認していきたいと考えている。

## 3 計画期間について

金子委員

資料1-1 P.4(5)計画期間について

地域福祉活動計画が、今回、地域福祉計画の方に盛り込まれていくのか。

(事務局回答)

お見込みのとおり。

市社会福祉協議会と一体的に計画を策定するので、第5次地域福祉活動計画に掲載されているような内容を盛り込んで策定する。

障害福祉計画および高齢者保健福祉計画の期間は3年（法定計画であるため）、地域福祉計画の期間はおおむね5年とし、3年で見直すことが適当とされている。

そのため、現計画は計画期間5年で策定した。

今回、計画期間を6年とした背景は、障害福祉計画および高齢者保健福祉計画と満了期間を合わせるほか、横須賀市地域福祉計画の上位計画であるYOKOSUKAビジョン2030（基本構想・基本計画）の計画満了期間と合わせるために、6年間とした。

今回の質問を受けて、計画書の記載を修正する予定はなしと事務局として考えている。

#### 4 「社会福祉推進委員」の活動事例の記載について

豊島委員

資料1-2 P.55 コラム「社会福祉推進委員」の活動例について

活動例として、「サロン活動等の企画・運営」、「赤い羽根共同募金」と記載があるが、これは地区社会福祉協議会の活動だと思う。地区社会福祉協議会の活動に、民生委員児童委員や社会福祉推進委員が協力するという形になっていると思うが、社会福祉推進委員というのは、参画・協力ということで最初に記載されているので、サロン活動などの企画・運営、赤い羽根共同募金活動との関係について、説明いただきたい。

(事務局回答)

地区社会福祉協議会の活動として、記載例のような活動もされているということを承知している。地区社会福祉協議会の中で、社会福祉推進委員が記載例のような活動に協力していただいていると伺っているので、この旨で記載をしたところ。記載内容について不相当だということであれば、改めて検討させていただきます。

各地区社会福祉協議会においては、民生委員児童委員も社会福祉推進委員も地区社会福祉協議会の構成員として活動している。

その中で、サロン活動や赤い羽根共同募金などは地区社会福祉協議会の活動ではあるが、地区内では町内会・自治会単位で取り組まれていることから、活動の担い手が少しずつ異なっている。このため、計画書には一般的な例として記載しており、記載を修正する必要はないとの結論に至った。

※ 社会福祉推進委員については、市社会福祉協議会の独自制度のため、市社会福祉協議会と調整して記載している。